

標準様式第2号

14 サイクル機構 (東濃) 144

平成14年12月11日

法人文書開示決定通知書

兼松秀代 様

核燃料サイクル開発機構
東濃地科学センター

平成14年11月12日付けで請求のありました法人文書の開示について、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第9条第1項の規定に基づき、下記のとおり、開示することとしましたので通知します。

記

1 開示する法人文書の名称

- ① PNC ZJ4363 88-001 Vol.1 CB地域リモートセンシング調査
- ② PNC ZJ4363 88-001 Vol.2 CC地域リモートセンシング調査
- ③ PNC ZJ4363 88-001 Vol.3 中国東部・CD地域リモートセンシング調査
- ④ PNC ZJ4257 88-001 Vol.2 四国西部地域リモートセンシング調査

2 不開示とした部分とその理由

- (1) 不開示とした部分：上記資料のうち、サイクル機構の一般職員の氏名

不開示の理由：当該情報は個人に関する情報であり特定の個人が識別される。これは、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第5条1号の個人に関する情報であって、ただし書のイロハのいずれにも該当しない。よって不開示情報に該当する。

- (2) 不開示とした部分：調査対象地域等を具体的に示すことにつながりうる情報

不開示の理由：当該情報を公開することは、地権者等の関係者とサイクル機構との信頼を損なうことにつながり、事業の適正な遂行に具体的な支障を及ぼすことになると考えられる。

よって同法律第5条4号の不開示情報に該当する。

* この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第5条（第6条）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、サイクル機構に対して異議申立てをすることができます。